

# 令和5年 第11回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和5年 第11回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和5年11月 2日 (木) 午後2時30分～午後3時10分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
	5 番	成 田 敦 志	6 番	真 田 佳 則
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 ( 名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第2号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第6 議案第3号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について (除外)</p> <p>日程第7 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)</p> <p>日程第8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第9 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)</p> <p>日程第10 議案第7号 農用地利用集積計画 (案) について (令和5年11月8日公告予定分)</p>			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 おはようございます。只今から、令和5年第11回美瑛町農業委員会総会を開会致します。
- 本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。
- これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 只野会長 皆さん、ご苦労さまです。また、今日は第1班の方、昼早くから現地確認に出席いただき大変ありがとうございます。
- 今日は、11月に入り、初めて今期の農業委員が全員揃ったということで、最後には記念撮影もあります。その前の町長との懇談会もありますけども、よろしく願います。
- 今年は、もうほぼほぼ収穫は終わったかと思いますが、あとはハウス周りの片付けとかが残っているかと思いますが。新聞とかテレビとかでも、8月9月の高温の影響が、かなり影響された年だということで、計画どおりにいかなかった作物もあろうかと思いますが、何せ、皆さんが、無事、怪我なく事故なく、収穫を終えたということが1番ですので、何よりかと思っております。
- 今日は総会の後、町長との懇談会も控えてございます。皆様から、活発な意見を頂きながら、進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。今日1日願います。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長に願います。
- 議長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【なしの声】

- 議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、5番、成田委員、11番、長谷川委員を指名いたします。
- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。  
1番、令和5年10月2日、令和5年第10回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。  
2番、10月6日、令和5年度上川地方農業委員会連合会中央部ブロック会議研修会が開催され、会長と職務代理が出席しております。  
3番、10月24日、令和5年度上川地方農業委員会連合会役員会が開催され、連合会監事として、会長が出席しております。以上でございます。
- 議長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議長 日程第4、議案第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。  
議案第1号、番号1番から番号3番までの件について、一括して審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主、XXXXXXXXXXさん。借主、XXXXXXXXXXさん外2件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するかの審議を求めるものです。  
番号1番、土地の表示、字名XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX外26筆、面積計57,676平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの農地法第3条による賃貸借でしたが、令和5年10月6日付けで合意解約です。  
番号2番、土地の表示、字名XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX、面積10,343平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年10月10日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて売買される予定です。

番号3番、土地の表示、字名[ ]。地番[ ]のうち、面積1,584平米につきましては、貸主、[ ]さんから借主、[ ]さんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和5年10月10日付けで合意解約です。後ほど議案第6号にて転用の申請がされる予定です。

今回提出された3案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引渡し6か月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 これより議案第1号、番号1番から番号3番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは、採決いたします。  
議案第1号、番号1番から番号3番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 次に日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。  
議案第1号、番号1番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、土地の現況証明願の交付についてでございます。  
農地法関係事務処理要綱の規定に基づきまして土地の現況証明願の提出のありました[ ]さん外1件の証明書交付の可否について審議を求めるものでございます。

番号1番、土地表示、字名[ ]。地番[ ]、1筆。地目、登記簿、牧場。現況、非農地。面積計1,104平米となっております。土地所有者及び申請者は、旭川市[ ]、[ ]さん。農振農用地区域外で都市計画区域外となっております。この土地につきましては10年以上前からもう農地としての利用はなく、既に山林化しており地目変更登記の申請をする予定であります。以上で説明を終わります。

○議長 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、[ ]委員から補足説明をお願いいたします。

○ 委員 はい。ただいま事務局の話したとおりです。その中で今回現地確認もしてまいりました。本当に現地は木が生えて酷いところでもありますのでもう仕方がないのと、 さんは、 さんの子供なのでその土地で譲渡してやっていくと思われております。またその山林につきましては、森林組合が買取りをするような形になっているということを知っております。以上で説明終わります。

○ 議長 ありがとうございます。  
番号1番の件について、現地調査の結果を、 班長よりお願いいたします。

○ 班長 はい。ただいま、地区担当委員の さんのほうから説明がございました。現地のほう確認してまいりましたが、非農地ということで何ら問題ないと思われます。どうぞよろしくお願いたします。

○ 議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○ 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○ 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○ 議長 続いて、議案第1号、番号2番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局 はい、番号2番、土地表示、字名 。地番 、1筆。地目、登記簿、畑。現況、非農地。面積計12,738平米となっております。土地所有者及び申請者は、美瑛町 、 さんでございます。農振農用地区域外、都市計画区域内となっております。この土地につきましては、10年以上前から農地としての利用はなく、既に原野化しており地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局からの説明のとおりです。この土地は以前より農地として利用されたことがなく、現在では、木も生えており山林化しております。今後農地としての利用は難しいかなと思っております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
番号2番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい。先ほど現地のほう確認してまいりました。第1班のほうで現況を見ましても農地としてはかなり難しく、非農地ということで問題ないと思われまます。以上です。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

**【なしの声】**

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

**【全員挙手】**

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に、日程第6、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。

○議 長 議案第3号、番号1番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について除外でございます。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、農用地区域の除外につきまして、同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を付すもので審議をお願いいたします。

番号1番、土地表示、字名[ ]。地番[ ]、1筆。登記簿、田。現況、原野。面積1,557平米でございます。所有者は、美瑛町[ ]、[ ]さん外2名となっております。申請者につきましては所有者と同様で、美瑛町[ ]、[ ]さんとなっております。除外の目的は、該当地は既に原野化しており隣地の所有者への譲渡を希望しているための除外の予定でございます。許可の理由としては農業振興地域制度に関するガイドライン第16の1の④及び2の(1)のウに基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 番号1番の件について、現地調査の結果を、[ ]班長よりお願いいたします。

○[ ]班長 はい、先ほど現地のほうを確認してまいりました。既に山林化しており、農地としては、難しいのかなと思われます。除外の方向で問題ないと思われます。以上です。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転の件を議題とします。  
議案第4号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転となっております。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のありました、譲渡人、[ ]さん、譲受人、[ ]さん外1件の許可の可否について審議を求めますのでございます。なお、議案第3号で審議頂くこの2案件につきましては、農地法第3条の2項の各号には該当しな

いため全て要件を満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題のないことから要件を満たしております。

番号1番、土地表示、字名■■■■■。地番■■■■■外2筆。面積計2,952平米につきましては、譲渡人、■■■■■さんから、譲受人、■■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■■に約11.8キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に売却したい、譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。

詳細につきましては、議案4ページのほうをご確認ください。以上で説明終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。■■■■■さんは、数年前に奥さんを亡くして、2～3年前だと思いますが息子さんと街に住むようになりました。その時からもう農地は、■■■■■さんのほうに貸しており、今回、本人との承諾で■■■■■さんに売りたいということで、手続きをしております。以上で説明を終わります。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

#### 【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

#### 【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第4号、番号2番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。番号2番。土地表示、字名■■■■■。地番■■■■■外1筆、面積計10,708平米につきましては、譲渡人、■■■■■さんから、譲受人、■■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■■に約1.8キ



口の箇所で権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。

詳細につきましては議案5ページをご確認ください。以上で説明終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局のほうより説明があったとおりでございます。■■■■さんは平成30年から■■■■さんのほうに賃貸で土地を貸しておりまして、アスパラ、カボチャ、小麦などを作っておられました。このたび12月で賃貸の期限が切れるということで売買の運びとなりました。何ら問題ないかと思われれます。どうぞご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第4号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第4号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第8、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についての件を議題とします。  
議案第5号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。農地法第4条の規定による農地の転用の許可申請のありました、■■■■さんの許可の可否について審議を求めるものでございます。  
番号1番、字名■■■■、地番■■■■の内地番となっております。外1筆も内地番となっております。地目、登記簿、現況ともに畑。面積計1,002平米。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約7.1キロの箇所になりまして、土地所有者は■■■■さん

による作業用通路の造成及び農業用倉庫の建設のための転用許可申請となっています。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定されている農振農用地区域内となつてはございますけども、現在、農林課にて農業用施設用地への用途変更の申請中でございます。農用地の転用は原則不可となっておりますけども、作業用通路の造成及び農業用倉庫の建設に伴う転用でございますので、農地法施行規則第4条第1項の2のイに該当するため、転用はやむを得ないと認められるものだと思います。

詳細につきましては、議案6ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局からの説明のとおりです。■■■■さんは、近年、農地も増え、また大型機械も増え、作業機や機械等を収納する倉庫も不足しているということです。それに付随して作業用の通路も整備したいということで、このような申請になっております。よろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい。先ほど、第1班のほうで現地のほう確認してまいりました。農業用倉庫、作業用通路ということで、現地のほうもかなり手狭のようございまして、何ら問題ないかと思われます。どうぞよろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第5号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第5号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 次に、日程第9、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。  
議案第5号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。議案第6号農地法5条の規定による許可申請使用貸借についてでございます。農地法第5条の規定による転用の許可申請のありました、貸主、XXXXXXXXXXさん、借主、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXさん外1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。  
番号1番、字名XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXXのうち、1筆と  
なっております。地目、登記簿現況ともに畑。面積は2,400  
平米となっております。申請箇所はJR美瑛駅からXXXXXXXXXXに約  
9.4キロの箇所で土地所有者はXXXXXXXXXXさんで、転用計画者は  
XXXXXXXXXXさんによる農業用倉庫及び通路の建設の  
ための使用貸借による転用許可申請となっております。  
申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において指定さ  
れております農振内の農用地区域でございますけれども、農林課  
にて農業施設用地への用途変更の申請中でございます。農用地  
の転用は原則不可となっておりますけれども、作業用通路の  
造成及び農業用倉庫の建設に伴う転用であるため、農地法施行  
規則の第4条の第1項の2のイに該当するため、転用はやむを  
得ないと認められるものでございます。詳細につきましては、  
議案7ページをご確認ください。以上で説明終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、XXXXXXXXXX委員  
から補足説明をお願いいたします。
- XXXXXXXXXX委員 ただいま事務局より説明のあったとおりでございます。申請  
は若干遅れぎみではございましたけれども、今回申請の運びとな  
りました。審議のほど宜しくをお願いいたします。
- 議 長 番号1番の件について、現地調査の結果を、XXXXXXXXXX班長よりお  
願いいたします。
- XXXXXXXXXX班長 はい。ただいま担当委員のXXXXXXXXXXさんのほうから説明がござい  
ました。現地のほうは第1班で確認してまいりまして、何ら問  
題ないと思われまして、どうぞよろしくをお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございました。  
これより議案第6号、番号1番の件について、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第6号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 続いて、議案第6号、番号2番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。番号2番です。字名■■■■■、地番■■■■■の内地番、1筆になります。地目、登記簿現況ともに田。面積は1,584平米となっています。申請箇所は、JR美瑛駅から■■■■■に約3.6キロの箇所で土地所有者、■■■■■さんで転用計画者は、■■■■■さんによる農業用倉庫及び通路の建設のための使用貸借による転用許可申請となっております。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定されておる農振内の農用地でございますけども、現在、農林課にて施設用地への変更申請中でございます。農用地の転用は原則不可でございますけども、作業用通路の造成及び農業用倉庫の建設に伴う転用であるため、農地法施行例第4条の第1項の2のイに該当するため、転用はやむを得ないと認められると思われます。詳細につきましては議案8ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■■委員から補足説明をお願いいたします。
- 委員 はい。ただいまの事務局の説明のとおりです。この件につきまして9月中旬頃に急に■■■■■君が私のほうに来て、倉庫を借りていたところが、出て行ってくれと言われて困っているという話から始まったのですが、その中で色々と考えて、これから倉庫を建てるのに、事務局がどういうふうと考えてくれるかなということ、■■■■■君と2人で、農業委員会事務局に来て、また倉庫を建てる会社とも色々話し合っ、て、こういうような形になりました。本来的に言ったら、まだもう少し借りられる倉庫だったのが急にこういう形になったことで、本人も急な話で困ったような顔をしており、とにかく建てないとならないのだからということで、そういう中身でこういうふうな形でいくような形になりますので審議のほどよろしく願います。

○議長 ありがとうございます。  
番号1番の件について、現地調査の結果を、[ ] 班長よりお願いいたします。

○[ ] 班長 はい。ただいま[ ] 担当委員のほうから説明がありました。現地のほうも確認してまいりまして、農業機械の格納庫及び通路の造成ということで何ら問題ないと思われま。よろしくお願。い。いた。し。ま。す。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第6号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願。い。ま。す。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めま。す。これ。で。質。疑。を。終。わ。り。ま。す。そ。れ。で。は、採。決。い。た。し。ま。す。  
議案第6号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願。い。ま。す。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 次に、日程第10、議案第7号、農用地利用集積計画、案について、令和5年11月8日公告予定分の件を議題とします。  
議案第7号、番号1番から番号4番までの件について、一括して審議いたしますので事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第7号、農用地利用集積計画案について。令和5年第10回令和5年11月8日公告予定分。[ ] さん外3件、改善組合承認済みから利用権の設定等、所有権の移転4件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法附則令和4年5月27日、法律第56号、第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番から4番につきましては、北海道農業公社による買入れです。

番号1番、字[ ]、[ ] さんから、公益財団法人北海道農業公社への売買、畑16筆、131,910平米、15,829,000円で10アール当たり120,000円です。

番号2番、字[ ]、[ ] さんから、公益財団法人北海道農業公社への売買、田1筆、畑1筆、計27,294平米。4,000,000円で10アール当たり田203,000円。畑121,000円

です。

番号3番、字[ ]、[ ]さんから、公益財団法人北海道農業公社への売買、畑6筆62,675平米、8,775,000円で10アール当たり140,000円です。

番号4番、[ ]、[ ]さんから、公益財団法人北海道農業公社への売買、畑12筆、118,455平米、12,500,000円で10アール当たり105,500円です。

以上設定を受けるもの4件、4法人、設定をするもの4件4名。田1筆8,500平米、畑35筆、331,834平米。計36筆、340,334平米。以上で説明終わります。

- 議 長 これより、議案第7号、番号1番から番号4番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

**【なしの声】**

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは、採決いたします。  
議案第7号、番号1番から番号4番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

**【全員挙手】**

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議事項は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和5年、第11回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和5年11月2日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

成 田 敦 志

美瑛町農業委員

長谷川 宏